平成２６年（フ）第１２号
愛媛県宇和島市天神町４番18号　ルネッサンス・天神403号室
破産者　岡本　敏夫
1　決定年月日　平成26年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所宇和島支部

平成２６年（フ）第８６号
長崎県長崎市西海町1753番地41
破産者　柴田　和敏
1　決定年月日　平成26年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第９号
長崎県雲仙市吾妻町古城名157番地
破産者　村山　照子
1　決定年月日　平成26年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２６年（フ）第９７号
宮崎市橘通東１丁目２番22号　カーサレバンテ802号
破産者　東郷慎一郎
1　決定年月日　平成26年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１３１号
宮崎県日向市美々津町2397番地１
破産者　吉村　政幸
1　決定年月日　平成26年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２６年（フ）第２７号
宮崎県延岡市北川町川内名7242番地、前住所福岡県北九州市小倉南区城野４丁目３番38―103号
破産者　池田　宗男
1　決定年月日　平成26年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２５年（フ）第１４９号
沖縄県沖縄市上地１丁目４番12号　コーポ中の町302号
破産者　喜屋武　尚
1　決定年月日　平成26年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２４年（フ）第８８８号
福岡市早良区賀茂２丁目42番25―304号
破産者　田中　康子
1　決定年月日　平成26年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１５１４号
福岡市東区箱崎３丁目36番33―807号
破産者　原　公美子
1　決定年月日　平成26年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１０７８号
福岡市中央区平尾５丁目19番８―705号
破産者　木村　真理
1　決定年月日　平成26年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１８０４号
佐賀市水ヶ江２丁目３番２号、前住所福岡県大野城市つつじケ丘３丁目５番８号
破産者　吉原　昭信
1　決定年月日　平成26年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第５０号
福岡県宗像市東郷１丁目７番21―303号
破産者　佃　　良太
1　決定年月日　平成26年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第４号
石川県輪島市門前町道下７の17番地
破産者　星野　雄幸
1　決定年月日　平成26年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所輪島支部

平成２５年（フ）第１０７５号
福岡県糟屋郡篠栗町大字尾仲471番地６ＪＧＭシュリアン篠栗507号
破産者　濱田　　豊
1　決定年月日　平成26年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１１９４号
福岡市西区石丸３丁目23番３号
破産者　平河　裕介
1　決定年月日　平成26年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第３６９号
福岡市南区五十川２丁目29番38号
破産者　秋實　博一
1　決定年月日　平成26年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第４９４号
福岡市西区姪の浜３丁目24番３―103号
破産者　中山　高伸
1　決定年月日　平成26年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第５８７号
福岡県筑紫郡那珂川町仲丸１丁目２番10号
破産者　迫田　冨治
1　決定年月日　平成26年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第６号
埼玉県戸田市笹目３丁目16番地の３　戸田ホームズ101号室、開始決定時の住所埼玉県春日部市塚崎150番地３
破産者　渡部　義昭
1　決定年月日　平成26年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第１４５号
埼玉県八潮市大字浮塚989番地５
破産者　伊豫部一明
1　決定年月日　平成26年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係